

# 中央社会保険医療協議会・薬価専門部会

## 意見陳述 資料

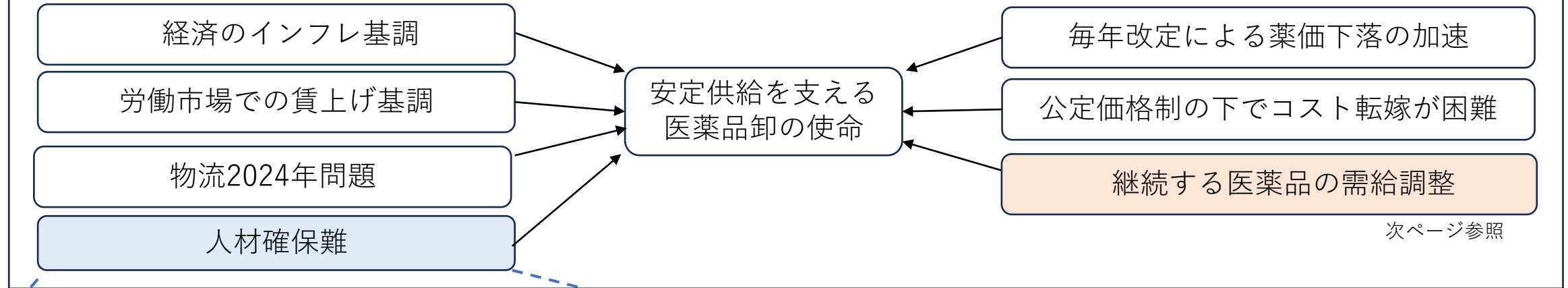
2023年 7月 5日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

# 医薬品卸を取り巻く厳しい環境

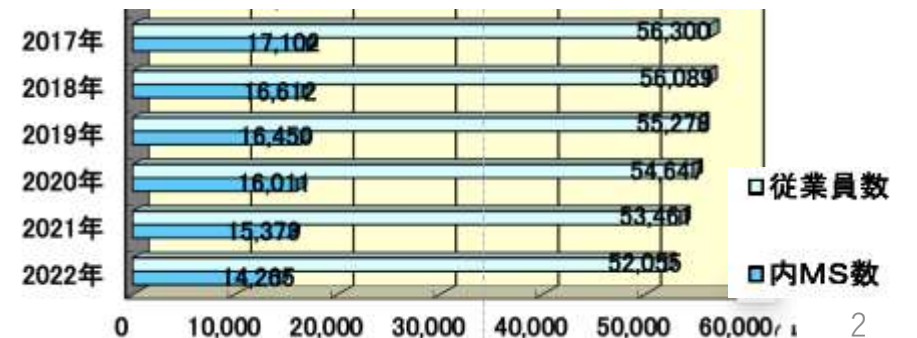
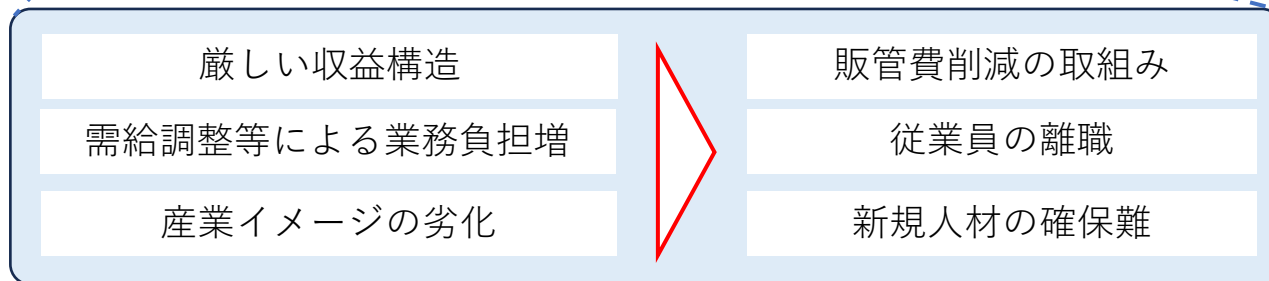
- 医薬品卸は、厳しいビジネス環境の下で安定供給を支える使命を担っているが、安定供給を支える人材の維持が困難になるなど、様々なリスクに直面している。
- 持続的な安定供給のためには、流通過程における医薬品卸の役割・機能を公正に評価いただき、適正な利益を確保できることが不可欠である。

必要とされる医薬品を必要な時に国民のもとへ届けるという医薬品卸の使命は、様々なリスクに直面している



次ページ参照

医薬品卸の従業員数とMS数の減少傾向



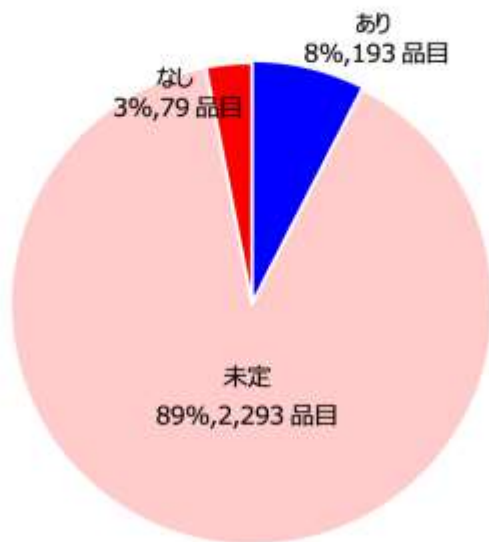
# 継続する医薬品の需給調整

- 限定出荷解消の見通しが立たない中、医薬品卸の現場では、得意先からの問合せ対応や代替品確保に多くの労力が費やされている。
- 長期にわたる業務負荷は、現場担当者の心身両面の負担となっている。

令和5年4月調査

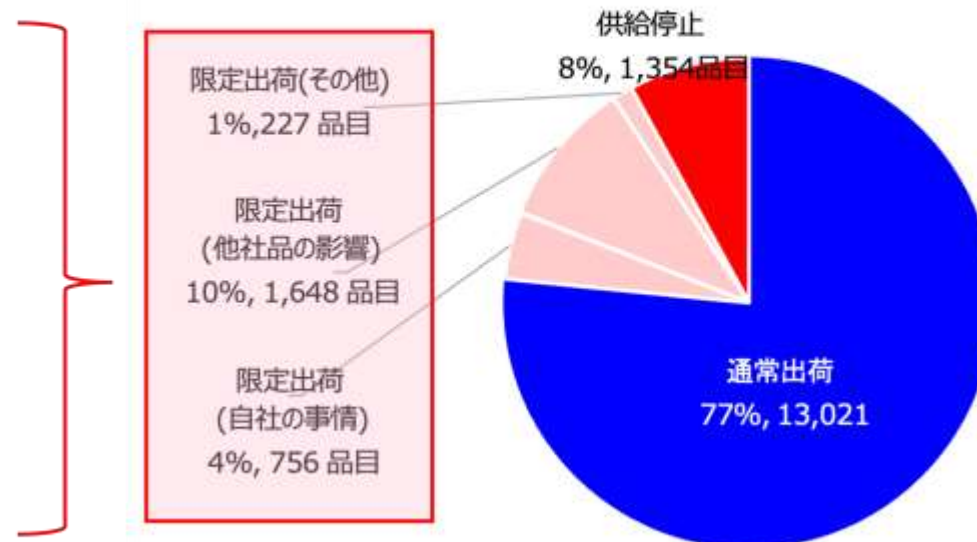
限定出荷品のうち解消見込みが「未定」・「なし」との回答が9割以上を占めている。

## 1 限定出荷の解消見込み※



※ 薬価削除が理由であるものは除く

## 1 医薬品全体の対応状況※1



※1 薬価削除手続き中の品目を含む

- 民間調査会社の昨年の報告では、需給調整への対応に医薬品卸の業務の19%が費やされたとされている。
- 長期にわたる心身両面の業務負担は、医薬品卸の従業員離職の大きな要因にもなっている。

# 意見 1：薬価制度の見直し

医薬品の持続的な安定供給のため、流通コストも含めた採算性を維持できるように、薬価制度を見直していただきたい。

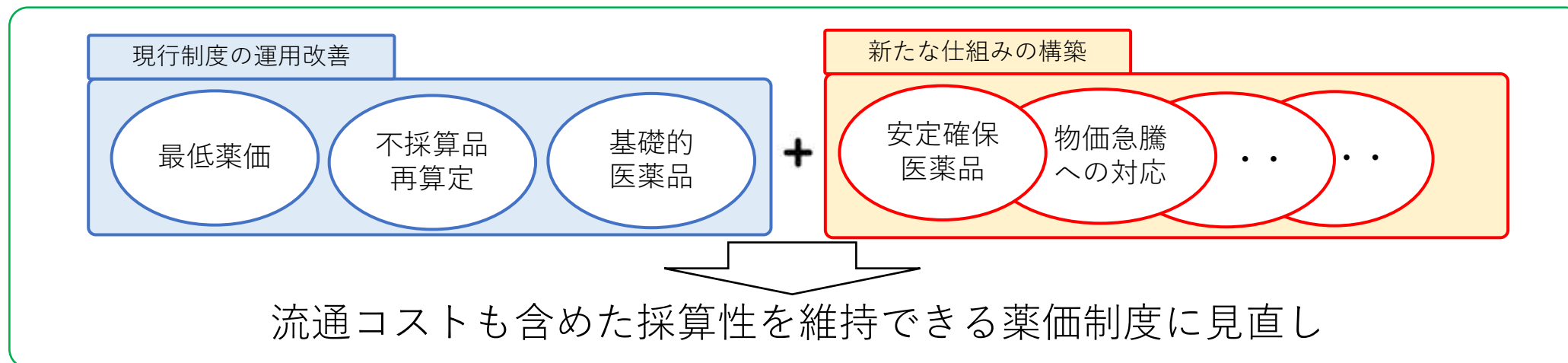
[1：現行制度の運用改善]

- 最低薬価、不採算品再算定、基礎的医薬品について、現行制度の運用改善

[2：新たな仕組みの構築]

- 例えば、安定確保医薬品(カテゴリーA)など、医療上の必要性が高いとされる医薬品の薬価を下支えする仕組み
- 薬価引上げも含め、物価急騰などに柔軟に対応できる仕組み

：



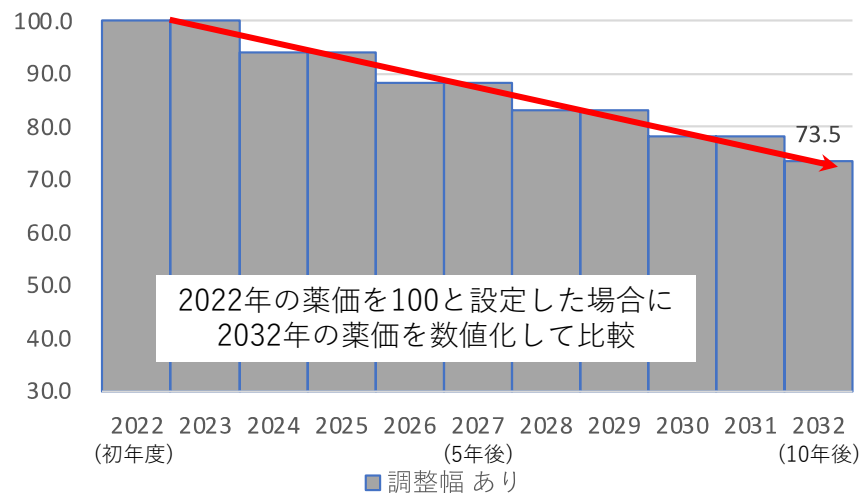
流通改善ガイドラインの実効性を確保するため、「医療用医薬品の流通の改善に関する懇談会」における議論を踏まえつつ、今後、必要に応じ、薬価制度における対応についても検討いただきたい。

# 意見 2：中間年の薬価改定の見直し

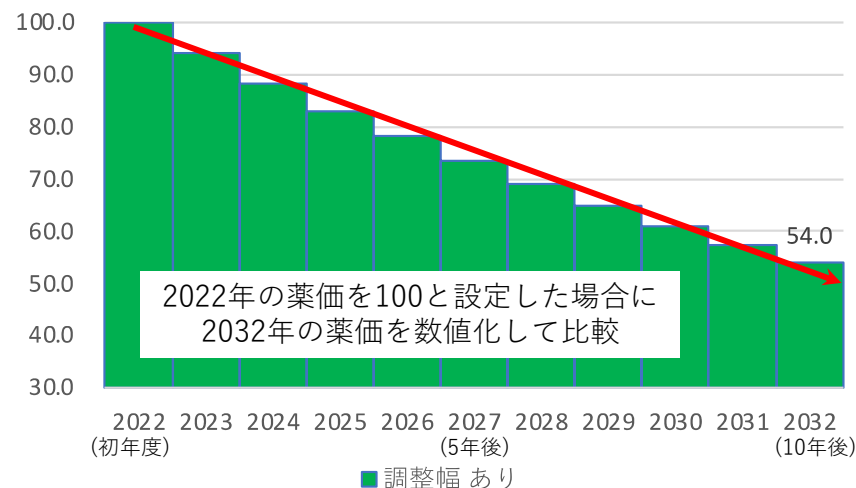
薬価の下落スピードを加速させる中間年の薬価改定については、今後発生し得る医薬品供給不安リスク、安定供給を支える人材確保のリスクを軽減させるためにも見直しを検討いただきたい。

中間年薬価改定は薬価の下落スピードを加速させ、流通当事者の経営基盤を脆弱にすることから、医薬品の持続的な安定供給にとって重大なリスクとなる。

### 薬価改定の想定(中間年薬価改定なし)



### 薬価改定の想定(中間年薬価改定あり)



中間年薬価改定は下落スピードを加速させる  
(10年後) 73.5 → 54.0

前提：  
・乖離率 = 8.0% (過去5年の平均)  
・調整幅 = 2.0%  
・中間年改定を全面薬価改定と想定

# 補論：調整幅

- 薬剤流通安定のための調整幅は、医薬品卸のみならず全ての流通当事者にとって重要な役割を果たしており、調整幅の引下げは医薬品の継続的な安定供給にとって重大なリスクとなる。  
(調整幅は薬価下落のスピードを緩和するなど、多面的な”調整弁”として機能している。)
- 総価取引の是正などの流通改善の道筋や、抜本的な薬価制度改革の全体像が描けていない状況においては、薬剤流通安定のための調整幅について議論することは適当でない。

薬 価

=

市場実勢価格

+

調整幅

公定価格を上限とした  
実勢価格では  
薬価は引き下がるのみ

医薬品卸の視点で考える調整幅の意義

薬価の最適化	異なる取引条件により生じる納入価のバラツキを是正する。 例) 都市部・離島・過疎地などの配送コストの地域差
	薬価改定による薬価下落のスピードを緩和する。
負担の緩衝材	需給調整・緊急配送・頻回配送・メーカー自主回収に対応する。 例) ジェネリック医薬品需給調整にかかる人件費や配送費増
	自然災害やパンデミックなどの不測の事態に備える。 例) 施設の耐震化/免震化、業務システム冗長化への投資
	その他： ・ 中間年改定に伴う追加交渉や薬価調査に費やす人件費増 ・ 在庫品の損耗廃棄

# まとめ

- すべての医薬品が適正な価格で医療機関・薬局に供給され、国民のもとへ安定的に届けられるために、医療上必要な医薬品の持続的な安定供給を見据えた薬価制度に見直していただきたい。その際には、流通過程において医薬品卸が果たす役割・機能についても適正に評価していただきたい。
- 流通改善ガイドラインの実効性を確保するため、「医療用医薬品の流通の改善に関する懇談会」における議論を踏まえつつ、今後、必要に応じ、薬価制度における対応についても検討いただきたい。